

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

## 原告金丸高志 意見陳述書

2019年12月11日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	惠	一
同	松	本	篤	周

外36名

- 1 私は1958年、宮崎県の生まれで61歳になります。子どもの頃にはすでに戦争の痕跡もなく、近くに海軍の航空隊基地やボートによる特攻隊、震洋の出撃拠点があったのを知ったのは大人になってからでした。
- 2 私の父は1930年、母は1932年の生まれで戦場に赴くことはなかったのですが、多感な少年、少女時代を戦争の中で過ごしています。特に母は延岡空襲で家を失い、幼い妹を背負ったまま米軍機の機銃掃射を受けてかろうじて助かった話を繰り返し聞かせてくれました。父ももし終戦がもう少し遅く、九州に米軍が上陸することになれば守備隊要員

として戦場に立っていたであろう年齢です。終戦後、日向灘沖合で爆弾の海中投棄を行う際に事故があり、何人もが命を落とした話などを語ってくれました。

3 高校では日本史を学びましたが、古代から始まり現代までを学ぶはずが明治維新で時間切れとなり、実は近現代史を学んでいないというのはこの国の歴史教育の問題点として指摘されている通りです。その後大学、大学院では化学を学び、1982年に化学会社に就職して37年をエンジニアとして過ごしてきました。その間にも世界のあちこちで戦争は絶え間なく起こっていましたが、幸い私は平和な日本で暮らし、結婚して二人の子供を育て上げることができました。今は息子、娘ともに所帯を構えて独立し、2歳の孫が一人おります。

4 私はこれまでの生い立ちの中でこの国の平和主義に疑いを持つこともなく、格別、自分の意見を発表するとか、デモや集会に参加するなどということはありませんでした。しかし第2次安倍政権になってから、特定秘密保護法が制定され、NSC 設置や武器輸出三原則の撤廃がなされ、このままでいいのだろうかという思いを抱き始めました。

さらに内閣の閣議決定で集団的自衛権行使が容認されるという大きな変化に至り、政府の動きが平和主義を捨て去るものと思えなくなりました。

安保法制が国会に出された頃は東京で単身赴任をしていたので、初めて国会前の集会や乃木坂から渋谷までを歩くデモに参加しました。そこで若者を主体とする多くの参加者を目にし、安保法制に反対する市民がこんなに多いのかと意を強くし、これなら立法を阻止できるのではとの期待も持ちました。

しかし、世論調査で圧倒的多数が反対し、多くの憲法学者が違憲性を指摘し、新聞などでも慎重審議を求めているのに、あり得ない強行採決

で法律が制定されたしまったことには啞然とし、民主主義の根幹に対する大きな失望を感じたものです。

- 5 私の勤める化学会社はものづくりの会社ですから、就職してからは製造、研究、設計、建設といった分野を一通り経験しました。

現在はその経験を生かして安全に製造を継続するためのリスク管理を担当しています。この仕事ではプラント設備の故障や操作ミスの頻度と、これらの故障、操作ミスから誘発される事故の大きさと発生確率を求めたうえで、事故の発生を防ぐ、あるいは事故が発生した時の影響を最小限に抑えるためにはどのような安全対策が必要かを検討し、プラントの設備に織り込んでいきます。

- 6 事故によって人の命が奪われることはあってはならないことで、本来はその確率はゼロであるべきですが、設備の故障は起こるものですし人はミスをするものです。そのために事故の発生確率をゼロにすることは現実的でなく、リスク管理では許容頻度を設定します。例えば最も重篤な事故である死亡事故に関しては1年間に100万人あたり1人未満、言い換えると事故により一人の死者が出る確率を100万年に1回未満にするべく安全設備を設計しています。

これは人口動態調査において、5歳刻みの年齢別で1年間当たりの死亡率を見た場合に最も低い、10～14歳の死亡率がおよそ1万人に1人ですので、その1%を超えない確率に抑えようというものです。ちなみに最近の死亡事故によりお亡くなりになった人は製造業で年間10万人に2人で、先ほどの目標の20倍の方々が亡くなっているのが実情ですので、まだまだ努力の余地があるということです。

このような労働の現場で事故を防止する活動は労働安全衛生法に基づくものですので、製造業に限らずあらゆる労働の現場で日々なされているものです。

また、全ての法律は日本国憲法第98条により憲法の条規に反することはできません。したがって私たちの事故を防ぐ活動は日本国憲法、特に第25条の生存権を国民自ら守るための活動と言えます。

7 これに対し安保法制、とりわけ集団的自衛権を行使できることを規定したいくつかの法律についてはこうした私達の営みに反し、政府の行為により国民の生命、財産に損害を与える可能性を高めるものであり、憲法第25条の生存権および第29条の財産権を侵害する方向に導くもので、日本国民として容認できません。さらには憲法前文において日本国民は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」しました。安保法制の内容はその決意に背く政府の行為そのものであると考えます。

8 少し前に、有事の際に民間船員を予備自衛官として任用することが議論を巻き起こしましたが、これも本来平和的な運輸に携わる方々に、最も脆弱で攻撃対象になりやすい、戦時の兵站という新たなリスクを背負わせることで、生存権を侵害していると思います。最近の戦争において戦闘地域は必ずしも前線ではなく、病院さえもが優先度の高い攻撃対象になっていることは報道からもあきらかです。私の従事する化学工場においても大量の危険物や毒物、劇物を取り扱っているので攻撃の対象となることは容易に想像できます。そのような事態になれば周辺住民を含めて大きな被害を出すことになりませんが、そうしたリスクを考慮した安全対策は不可能です。

9 娘夫婦は医療従事者のため、船員の方々と同様に徴用の対象になりかねませんし、先に述べたように病院は攻撃対象の典型例です。そうすると2歳になる孫も戦禍の苦しみを味わう可能性があります。息子夫婦にはまだ子どもはいません。

実はつい先日、娘と息子のお嫁さんがほぼ同時に流産するという不幸なことがありましたが、その時に不覚にもホッとする気持ちが生じたのに自分自身がうろたえてしまいました。閣議決定による解釈変更で憲法第9条に関して事実上の改憲を果たした上に安保法制があるわけですが、それによって自国が攻撃対象でないにもかかわらず、集団的自衛権という名目での戦闘行為を容認することで、戦争のリスクを著しく高めたこの国で子孫を残すのが本当に幸せなのか、むしろ子孫を残さないのが幸せではないかという気持ちが心の奥から離れません。

安保法制の下で、防衛予算が大幅に増やされているのみならず、後世にツケを回すりボ払いで高額の兵器を購入していることや武器の輸出を容認する方向に動き出していることにも疑問があります。戦争は政府あるいは組織間の関係性から発生するものですから、本来ハードウェアでなくソフトウェアで回避すべきものです。戦争のためのハードウェアにお金をつぎ込み、さらにそれで収益を得ようとする姿勢は「平和安全保障」の道にも逆行するものです。少子高齢化が国の難題となっているときに、子どもの未来を曇らせるようなことはしてはならないと思います。

- 10 先日、銃撃されて亡くなった中村医師の語った言葉が、心に沁みます。  
「現地で活動していると、力の虚しさ、というのがほんとうに身に沁みます。銃で押さえ込めば、銃で反撃されます。当たり前のことです。でも、ようやく流れ始めた用水路を、誰が破壊しますか。緑色に復活した農地に、誰が爆弾を撃ち込みたいと思いますか。それを造ったのが日本人だと分かれば、少し失われた親日感情はすぐに戻ってきます。それが、ほんとうの外交じゃないかと、僕は確信している。」
- 11 憲法前文に謳われた国民主権と平和主義はもはや日本の政治から失われています。三権分立も名ばかりになってしまった感のある今、たと

え行政府に対して立法府が機能不全をきたしていようと、司法は生きて  
いるということを、この裁判を通して証明していただきたいと強く願っ  
ております。

以上